

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく各保護変更決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、各生活保護変更通知書（いずれも令和5年3月28日付）により請求人に対して行った各保護変更決定処分（以下「本件各処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件各処分の違法及び不当を主張している。

障害者加算の認定について遡及限界が適用されることは不適切であるから、本来支給される対象である本件手帳の取得月である令和4年11月及び12月の障害者加算の追加支給（35,740円）を求める。

第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和6年 6月17日	諮問
令和6年10月11日	審議（第93回第4部会）
令和6年11月12日	審議（第94回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われると規定し、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものと規定している。

そして、保護費の額の算定は、保護基準によって、法11条1項各号に掲げられている扶助の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

(2) 申請による保護の変更

法24条9項で準用する同条1項（以下、本項では準用する旨の記述は省略する。）は、保護の変更を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとしている。

同条2項は、同条1項の申請書には、添付することができない特別の事情があるときを除き、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類を添付しなければならないものとしている。

同条3項は、保護の実施機関は、保護の変更の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないと規定し、同条4項は、同条3項の書面には、決定の理由を付さなければならないとする。

(3) 職権による保護の変更

法25条2項及び同項で準用する法24条4項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

(4) 障害者加算

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7・2・(2)・エ・(ア)は、障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこととしている。

また、同・(イ)によれば、これらを所持していないものについては、障害の程度の判定は、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他「障害の程度が確認できる書類」に基づき行うこととされている。そして、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第7の65は、この「障害の程度が確認できる書類」（局長通知第7・2・(2)・エ・(イ)）には、精神障害者保健福祉手帳（以下「精神手帳」という。）の交付年月日又は更新年月日が障害の原因となった傷病について初めて医師の診察を受けた後1年6月を経過している場合に限り、同手帳が含まれるものと解して差し支えないとする。この場合において、同手帳の1級に該当する障害は、国民年金法施行令別表に定める1級の障害と、2級に該当する障害は同別表に定める2級の障害（以下「年金2級」という。）とそれぞれ認定するものとしている。

さらに、保護基準は、生活扶助、住宅扶助、出産扶助及び葬祭扶助の基準額を定めるに当たり、地域ごとの級地区分を定めており、〇〇区は、級地区分において「1級地-1」に該当する地域であるとされ（保護基準別表第9・1・(1)）、同地域における障害者加算額（年金2級、在宅）は、月額17,870円とされている（保護基準別表第1・第2章・2・(1)）。

(5) 扶助費の遡及支給の限度

「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-2（答）は、扶助費の追加支給の限度について、最低生活費の遡及変更は3か月程度（発見月からその前々月分まで）と考えるべきであるとする。これは、3か月を超えて遡及する期間の最低生活費を支給することは、生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないということが理由として挙げられている。

また、最低生活費の認定変更が適切に行われなかったことについて

て、受給者に何ら過失がないなどの受給者に帰責する事由がなく、かつ保護の実施機関において認定を誤ったことが明らかな場合は、発見月から前5年間を限度として追加支給して差し支えないとしている。

(6) 局長通知、課長通知及び問答集の位置付け

局長通知及び課長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定による法の処理基準である。また、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものとして、その内容は本件の適用において妥当なものであると認められる。

2 本件各処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、本件手帳の記載から、請求人の障害の程度が精神手帳2級（年金2級に相当）であることを確認し、請求人に対する障害者加算を認定したことが認められる。そして、年金2級に相当する請求人に対する障害者加算額は、月額17,870円であること（1・(4)）、また、扶助費の遡及支給の限度は、発見月からその前々月までとされていることから（同・(5)）、処分庁は、発見月を、本件手帳の写しを受領した令和5年3月とし、その前々月である同年1月までの保護費を変更することとし、同年1月から3月までの追加支給額を月額17,870円、3か月合計53,610円と決定したことが認められる。

また、最低生活費の認定変更にあたって、受給者たる請求人に帰責事由がなく、かつ処分庁において認定を誤ったことが明らかといえるような事情は本件において認められない。

そうすると、本件各処分は、いずれも上記1の法令等の定めに基づいて行われたものであり、また、追加支給額の算定にあたって違算も認められないことから、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、遡及限界の適用は不適切であり、本件手帳の交付月である令和4年11月及び12月の障害者加算の追加支給を求めていると解される。

しかし、請求人が処分庁に対し、本件各処分の根拠となる本件手帳の写しを提出したのは令和5年3月13日であるところ、上記2のとおり、最低生活費の認定変更にあたって、受給者たる請求人に帰責事由がなく、かつ処分庁において認定を誤ったことが明らかといえるような事

情は本件において認められないから、本件では遡及支給を5年間の限度で認めるべきではなく、遡及変更の限度はその前々月である同年1月までとするのが妥当であり（1・(5)）、令和4年11月及び12月の遡及変更を求める請求人の主張を採用することはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分 of いずれにも違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

原道子、井上裕明、横田明美